教　健　体　第　４６２号
令和４年（2022年）７月27日

各　教　育　局　長
各　道　立　学　校　長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）　様
（　各　市　町　村　立　学　校　長　）
（各市町村立幼稚園・認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長　今　村　隆　之
北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長　泉　野　将　司

熱中症対策の更なる強化について（通知）

このことについては、これまでも各学校等において児童生徒等に対し、適切に御指導いただいているところですが、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から、別添写しのとおり周知の依頼がありましたので、通知します。

つきましては、今年度、本道においても、重度の熱中症事故の事例を含め、複数件の事故が発生しており、今後、暑さがさらに厳しくなる時期を迎えることから、熱中症は誰にでも起こり得る命に関わる重大な問題であることを踏まえ、次の留意事項について、改めて徹底をお願いします。

記

１　熱中症は命に関わる重大な問題であるが、こまめな水分補給に努めたり、環境の条件に応じて服装に気を付けたりするなど、適切な対策を取ることにより、未然に防ぐことができるという認識について、全教職員で共通理解を図ること。

２　各学校等においては、自校等で作成している熱中症対策ガイドラインを改めて確認するなど、校内体制の整備に万全を期すこと。

３　熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数（ＷＢＧＴ）に応じて、外出や外での運動を中止したり、体格や体力の状況などの個人の条件を考慮して運動内容を決定したりするなど、予防行動を徹底すること。

４　運動部活動の活動中や登下校時の場面などの熱中症リスクが高い活動の際には、熱中症対策を最優先し、適切にマスクの着脱を行うよう改めて指導すること。なお、マスクの着用を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮すること。

健康・体育課健康・体育指導係（内線 35-642）
生徒指導・学校安全課学校安全係（内線 35-656）